

ご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）/契約締結後交付書面

株式会社海響みらい電力

本書面は、電気事業法第2条の14の規定に従い、株式会社海響みらい電力（以下「当社」といいます。）とお客さまとの間で締結した電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）における重要な事項その他契約にあたって特にご確認いただきたい事項に関する書面となります。なお、本書面は需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、需給契約の詳細については「電気需給約款」（以下「本約款」といいます。）および電気需給契約書（「本契約書」といいます。）の内容をかならずご確認ください。

- ・ 本書記載の当社の電気料金プランは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）のスポット市場価格（以下「市場価格」といいます。）により変動いたします。
 - ・ 当社指定の単価（10.66円/kWh）>市場価格の30分値単価
市場価格調整額がマイナス調整となり電気料金が安くなります。
当社指定の単価（10.66円/kWh）<市場価格の30分値単価
市場価格調整額がプラス調整となり電気料金が高くなります。
ただし、当社指定の単価は、経済情勢の変化や燃料費等が高騰した場合等、その他当社が必要とした場合には、変更することがあります。
なお、具体的な算定式は「3. 電気料金およびその算出方法」をご参照ください。また、市場価格の単価は27.5円/kWh（税込み）を上限としそれを超えた部分は当社負担とします。

1. お客様の供給地番号

2. 契約年月日

当社とお客様との間で締結した、本契約書に記載の年月日となります。

3. 電力需給の開始年月日

当社とお客さまとの間で締結した、本契約書に定める年月日となります。

4. 電気料金およびその算出方法

- (1) 電気料金は下表に基づき算出した①基本料金、②電力量料金、③市場価格調整額、④再生可能エネルギー発電促進賦課金、⑤非化石証書費の合計額に予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金を加えたものです。
- (2) 市場価格調整額は、お客さまの需給地点を管轄するエリアの市場価格と当社指定の単価（10.66円/kWh）との差分による市場価格調整単価を用いて算出します。
- (3) 託送基本料金単価、託送従量料金単価は、お客さまの需給地点を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に定める金額、数値を適用します。
なお、当該約款の改訂により、適用する金額または数値に変更があった場合は、改定後の託送供給等約款の効力発生日から変更後の金額、数値を適用します。

電気料金の内訳	料金算定方法
① 基本料金（注1）	本契約書または本約款に記載の単価×契約電力×力率割引または割増し（注2）
② 電力量料金	本契約書または本約款に記載の単価（a+b+c）×使用量電力
a 電源調達費	当社指定の方法により算出した単価
b 託送従量料金単価	託送従量料金単価
c 事業運営費	9.9円/kWh
③ 市場価格調整額	（土市場価格調整単価）×使用電力量
④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金×使用電力量
⑤ 非化石証書費	0.00円/kWh（注3）×使用電力量
ご請求金額=①+②+③+④+⑤	

- (注1) 電気をまったく使用しない場合（1ヶ月の使用電力量が0kWhの場合）は、基本料金（力率割引および割増しは適用しません）は半額となります。
- (注2) 力率とは、供給した電力に対して有効に使用された割合（電気の使用効率）です。1か月のうち、毎日8時から22時までの時間における平均力率とします。なお、需要場所の負荷の力率は原則として、85パーセント以上に保持していただき、力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセント下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しします。ただし、まったく電気を使用しないその1か月の力率は85パーセントとみなします。
- (注3) 非化石証書費の単価は0円とします。ただし、非化石証書の市場取引価格が高騰した場合、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

5. 供給設備に関する費用の負担

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その他付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます）については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定・所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様の希望によって計量器の付属装置を設置する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様まで取り付けていただくことがあります。
- (2) 当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、当社は、請求を受けた工事費負担金を、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (3) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金に係る精算を受けた場合には、当社は、工事費負担金を速やかに精算します。

6. その他費用の負担

(1) 延滞利息

支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 契約超過金

- ① 当社は、契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその 1 か月の力率により割引または割増したもの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その 1 か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- ② 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。

7. 契約電力の決定方法

① 契約電力が 500 kW 未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除きその 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

- a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

② 契約電力が 500 kW 以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として 1 年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

8. 供給電圧・周波数

お客さまの供給設備を確認のうえ、供給電圧・周波数は需給契約に定めるとおりとします。

9. 使用電力量等の算定および料金算定の方法

(1) 料金の算定期間

- ① 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から廃止日の前日までの期間とします。
- ② 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）を通知した場合は、前項の定めにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）を料金の算定期間とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から廃止日の前日までの期間とします。

(2) 使用電力量等の計量

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量します。

(3) 料金の算定

料金は、算定期間を「月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または需給契約が廃止した場合等により、算定期間が 1 か月に満たない場合は日割計算により算定します。

10. 料金その他の支払方法

- ① お客さまは、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客さまが指定する口座からの引き落とし、または需給契約に定める方法により、当社にお支払いいただきます。
- ② 前項による支払いは、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき、または需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

11. 本約款および託送供給等約款に定められたお客さまの責任に関する事項

本約款および託送供給等約款に定めるお客さまに関する事項により、お客さまは、次に定める事項について遵守していただきます。

- (1) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さま自身により無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (2) 需給契約の締結にあたり、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力するものとします。また、計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所ならびに通信設備等の施設場所は、一般送配電事業者へ無償で提供していただきます。
- (3) 系統運用上の制約その他によって一般送配電事業者からお客さまに給電指令が行なわれた場合、お客さまは一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。なお、必要により系統運用上必要な事項について、一般送配電事業者と、お客さまとで申合書等を作成する場合があります。
- (4) 計量器の検針または計量値の確認や電気工作物の保守または検査等のため、一般送配電事業者が需要場所へ立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (5) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合、または託送供給等約款に反した場合等には、電気の供給が停止することがあります。
- (6) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合は、一般送配電事業者にその旨をすみやかに通知していただきます。この場合、一般送配電事業者はただちに適当な処置をします。
- (7) その他、託送供給等約款におけるお客さまに関する事項について、遵守していただきます。

12. 需給契約の契約期間

需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとし、契約期間満了日の 3 か月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約書は、1 年ごとに同一条件で更新され、以後も同様とします。

13. 需給契約の廃止

お客さまが本契約書にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の 3 か月前までに、当社所定の方法により通知していただきます。

14. 電気需給契約廃止後の債権債務関係

本契約書の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、本契約書の廃止によっては消滅しません。

15. 需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、本契約書を解約することがあります。なお、(1)、(2)または(3)に該当する場合は、解約の 15 日前までに当社からお客さまに通知します。

- (1) 支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合
- (2) 支払期日を経過してもお客さまが他の需給契約（既に廃止のものを含みます）を支払われない場合
- (3) 本契約書によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他この需給契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合
- (4) 電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までに、その理由となった事実を解消しない場合
- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合
- (6) 仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合
- (7) 手形不渡り処分を受けた場合
- (8) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
- (9) お客さままたはお客さまの役員、責任者、実質的に経営権を有する者もしくはお客さまが本契約書履行のために使用する者（以下「お客さまの役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合
- (10) お客さままたはお客さまの役員等が反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (11) お客さままたはお客さまの役員等が、自らまたは第三者を利用して、反社会的な行為をした場合

16. 損害賠償の免責

当社は、当社の責めに帰さない事由によって、お客さまに生じた損害については、賠償の責めを負いません。

17. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、需要場所内的一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまには、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- ① 修理が可能である場合は、修理費
 - ② 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

18. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に廃止のものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払われない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、本契約書の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

19. お客さまの需給契約情報の取り扱い

お客さまと当社との間で締結している本契約書の内容については、第三者へ開示しないでください。

20. その他

本書に記載の本契約書に係る電気料金その他の供給条件は、本約款に基づきます。本約款を変更する場合、当社は、当社が適切と判断する方法により、お客さまへお知らせします。本書は、本契約書に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については、本約款をご確認ください。なお、別途お客さまとの本契約書について合意し、当該合意内容が本約款または本書の定めと異なる場合は、本契約書に定める内容を優先します。

《当社の名称等》

[小売電気事業者名] 株式会社海響みらい電力

[小売電気事業者登録番号] A0907

[当社ホームページ] <https://kaikyomirai-power.co.jp/>

[住所] 751-0847 山口県下関市古屋町一丁目 18 番 1 号下関市リサイクルプラザ

《問い合わせ窓口》

海響みらい電力 カスタマーセンター

[TEL] 083-242-2288 (平日 10 時～17 時) ※土・日・祝日・年末年始を除く。

以上